



証券コード：5368

第81回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
受付開始午前9時20分

開催場所 大阪市中央区南船場1-18-11
SRビル長堀 5階
JEC日本研修センター心斎橋
「A-1」

**議案及び
参考事項** 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対し
退職慰労金贈呈の件

株主の皆様へご案内

当日のご来場につきましては、ご自身の体調等をご確認の
うえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げま
す。

日本インシュレーション株式会社

株主の皆様へ

日本インシュレーション株式会社

代表取締役社長 中野 強



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本インシュレーション株式会社の第81回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりご挨拶申し上げます。

当社は、2024年度開始の中期経営計画「2030年を見据え、環境×技術がつなぐサステナビリティ経営」におきまして、「サステナビリティ推進による事業拡大」、「サステナビリティ経営による新たな取り組みを推進」、「ステークホルダーとの共創」の3つの重点方針を掲げており、主要方策として、カーボンニュートラル関連での保温保冷事業への参入、サーキュラーエコノミー関連の新事業参入、高耐熱性の新製品等の研究開発の推進、人権尊重・ダイバーシティの推進、人的資本への投資、ガバナンスの高度化等に取り組んでおります。

また、2030年までに70億円程度の成長投資を行う方針としており、主力製品の製造設備の省エネ改良を伴う更新、耐火被覆材の製造の移管や設備移設・更新について、具体的な検討等を進めております。

中期経営計画の2年目となった当連結会計年度におきましては、売上高は前期に対して17.8%増加し14,393百万円、営業利益は56.9%増加し1,611百万円となりました。配当につきましては、普通配当40円を実施いたしたく、第1号議案でご提案申し上げますので、何卒ご承認の程、よろしくお願いたします。

今後とも、株主の皆様のご期待にお応えできますよう、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(証券コード5368)
2026年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場一丁目18番17号
日本インシュレーション株式会社
代表取締役社長 中 野 強

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第81回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、
以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.jic-bestork.co.jp>



(ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を
順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイ
トにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本インシュレー
ション」又は「コード」に当社証券コード「5368」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄
よりご確認ください。)

また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら
株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日(火)午後5時30分までに議決権を行使して
いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日(水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時20分)
 2. 場 所 大阪市中央区南船場1-18-11
SRビル長堀 5階 JEC日本研修センター心齋橋「A-1」
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第81期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては各ウェブサイトに掲載しておりますので、下記事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「会計監査人に関する事項」
- ②事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「その他業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用の状況」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

◎書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をご送付しています。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎当日はささやかながら来場特典をご用意する予定です。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月23日(火曜日)午後5時30分受付まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月23日(火曜日)午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月24日(水曜日)午前10時

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2026年6月23日(火曜日)午後5時30分までに**、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

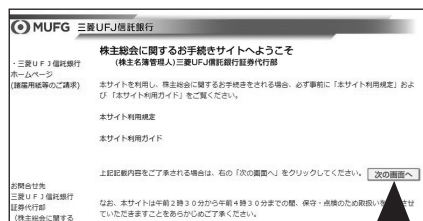


2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

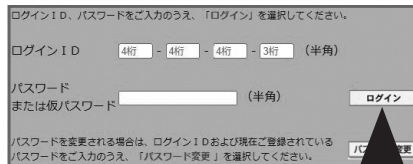
議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

2. 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)
☎ 0120-173-027(通話料無料) 受付時間 午前9時~午後9時

株主様にご覧いただきたいこと

事前動画配信のご案内

招集通知の内容を、
事前に動画で、より簡単に、分かりやすく。

招集通知の事業報告の内容について概要をまとめた動画を配信しています。
株主の皆様にお伝えしたい内容を、音声と動画でさらに分かりやすく
解説しておりますので、ぜひ下記アクセスページよりご覧ください。

動画公開日：2026年6月2日(火曜日)

事業報告

当年度の事業報告について、概要を分かりやすくまとめました。

ご視聴イメージ



動画ページはこちらから

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくか、下記のサイトにアクセスいただくことで、動画をご覧いただくことができます。

<https://www.jic-bestork.co.jp/ir/irnews/>



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金40円 総額 346,690,280円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的を追加するものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって生ずるものとします。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目 的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条（目 的） 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～24. 【 省略 】	1. ～24. 【 現行どおり 】
【 新設 】	<u>25. 労働者派遣事業</u>
<u>25.</u> 【 省略 】	<u>26.</u> 【 現行どおり 】

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役大橋健一氏が2026年6月20日をもって辞任により退任する予定であり、その他の取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役7名（うち、社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬等検討委員会の答申を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当等	属性
1	よし い とも ひこ 吉 井 智 彦	代表取締役会長執行役員	再任
2	なか の つよし 中 野 強	代表取締役社長執行役員	再任
3	お の であ かず や 小野寺 一 也	取締役執行役員建築事業部事業部長	再任
4	おか ひで ゆき 岡 秀 幸	取締役執行役員管理本部本部長	再任
5	むら なか とし や 村 中 俊 哉	取締役	再任 社外 独立
6	うち むら りょう こ 内 村 涼 子	取締役	再任 社外 独立 女性
7	よこ い さとる 横 井 悟	取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1

よし い
吉井

とも ひ こ
智彦

(1956年7月6日生)

所有する当社の株数…………… 89,112株
在任年数…………… 20年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年4月	当社入社	2016年6月	当社専務取締役プラント事業部事業部長
1998年3月	当社プラント営業本部営業1部長	2016年10月	当社専務取締役
2001年4月	当社営業本部営業開発部部长	2017年4月	当社代表取締役社長
2005年4月	当社執行役員営業本部営業推進統轄	2021年4月	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長兼務
2006年4月	当社執行役員営業本部副本部長	2022年6月	当社代表取締役社長執行役員
2006年6月	当社取締役営業本部副本部長	2026年4月	当社代表取締役会長執行役員(現任)
2007年4月	当社取締役営業本部本部長		
2011年4月	当社取締役プラント事業部事業部長		
2012年6月	当社常務取締役プラント事業部事業部長		

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社社長としての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の会長として企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

なか の
中野

つよし
強

(1963年12月22日生)

所有する当社の株数…………… 5,081株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月	住友化学工業株式会社(現:住友化学株式会社)入社	2020年4月	当社技術本部本部長
2015年4月	住友化学株式会社情報電子化学品研究所 上席研究員 研究グループ(エピタキシャル開発)グループマネージャー	2020年6月	当社取締役技術本部本部長
2017年4月	住華科技(股)有限公司出向 専業協理	2022年6月	当社取締役執行役員技術本部本部長
2020年2月	当社出向、技術統轄(生産事業部技術部・商品技術研究所管掌)	2024年10月	当社常務取締役執行役員管理本部本部長
		2025年10月	当社専務取締役執行役員
		2026年4月	当社代表取締役社長執行役員 兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長(現任)

【重要な兼職の状況】

JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長

取締役候補者とした理由

当社技術本部等のトップとしての豊富な経験と事業全般における高い見識を有し、当社の社長として企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

おの で ら か ず や
小野寺一也

(1961年7月14日生)

所有する当社の株数…………… 8,411株
在任年数…………… 6年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年4月 当社入社
2015年4月 当社参事建築事業部副事業部長兼関東支社長
2017年4月 当社参事建築事業部事業部長
2020年6月 当社取締役建築事業部事業部長
2022年6月 当社取締役執行役員建築事業部事業部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社建築事業部における豊富な経験と高い見識を有し、今後も当社の建築事業部門を統括する建築事業部事業部長として、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

お か ひ で ゆ き
岡 秀幸

(1970年2月17日生)

所有する当社の株数…………… 5,411株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年4月 当社入社
2020年3月 当社参事生産技術研究所部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO., LTD.社長
2022年4月 当社参事生産事業部事業部長兼JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌
2022年6月 当社取締役執行役員生産事業部事業部長兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌
2025年10月 当社取締役執行役員管理本部本部長兼 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.管掌（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

長年に亘る当社生産事業部における豊富な経験と高い見識を踏まえ、営業・生産等の各部門を支える管理本部本部長として今後も当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができると判断されることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

むらなか
村中

としや
俊哉

(1960年3月15日生)

所有する当社の株数…………… 104,544株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 18/18回



再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月	住友化学工業株式会社（現：住友化学株式会社）入社	2010年5月	大阪大学大学院工学研究科 教授
2000年10月	住友化学工業株式会社農業化学品研究所 主席研究員	2013年4月	理化学研究所 環境資源科学センター 客員主管研究員
2001年4月	理化学研究所植物科学研究センター バイオケミカルリソース研究チーム チームリーダー	2017年6月	当社社外取締役（現任）
2007年4月	横浜市立大学木原生物学研究所 教授	2020年11月	大阪大学先導的学際研究機構 教授
		2025年4月	大阪大学先導的学際研究機構 産業バイオイニシアティブ研究部門 特任教授（名誉教授）（現任）

【重要な兼職の状況】

大阪大学先導的学際研究機構産業バイオイニシアティブ研究部門特任教授（名誉教授）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大阪大学等における研究者としての豊富な経験と工学分野への高い見識を基に、当社の商品開発・技術開発分野、生産部門等への的確な指導・助言等を行っていただいています。今後もこれらの高い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏が選任された場合には、筆頭独立社外取締役としての職務を果たしていただくこと、経営諮問委員会の委員長として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。なお、同氏は当社が定める「社外役員の独立性に関する判断基準（以下、「独立性基準」という。）」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって9年です。

候補者番号

6

うちむら
内村

りょうこ
涼子

(1979年8月12日生)

所有する当社の株数……………
在任年数……………
取締役会出席状況……………

0株
5年
18/18回



【略歴、当社における地位及び担当】

2012年12月 司法修習終了 日比谷ともに法律事務所入所
2020年6月 日比谷晴海通り法律事務所設立（代表）（現任）

2021年6月 当社社外取締役（現任）
2024年6月 エフビットコミュニケーションズ株式会社社外取締役（現任）
2026年3月 エリアリンク株式会社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

日比谷晴海通り法律事務所代表（兼）エフビットコミュニケーションズ株式会社社外取締役（兼）エリアリンク株式会社社外取締役

再任

社外

独立

女性

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての長年に亘る豊富な経験と高い見識を有し、専門的見地からの助言・指導を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与することができるかと判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年です。

候補者番号

7

よこい
横井

さとる
悟
(1951年10月6日生)

所有する当社の株数…………… 0株
在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 13/13回



【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4 月	千代田化工建設株式会社入社	2012年 7 月	千代田化工建設株式会社専務執行役員石油・化学・資源事業本部長
2007年 4 月	社団法人化学工学会副会長	2017年 8 月	東京大学社会連携本部エグゼクティブアドバイザー
2007年 7 月	千代田化工建設株式会社常務取締役 国内プロジェクト統括	2025年 6 月	当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

再任

社外

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千代田化工建設株式会社等における長年に亘る企業経営の経験と高い見識を有しており、大所高所からの当社経営に対する指導・助言を通じ、当社の企業価値の持続的な向上に寄与するものと判断されることから、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、経営諮問委員会の委員として経営全般に関する助言をいただくこと並びに指名・報酬等検討委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただくことを予定しております。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と候補者 村中俊哉氏、内村涼子氏及び横井悟氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 村中俊哉氏、内村涼子氏及び横井悟氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は村中俊哉氏、内村涼子氏及び横井悟氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、取締役を含む被保険者が職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 経営諮問委員会は、当社を取り巻く経営課題について大所高所から審議し、取締役会に対し提言する会議体であり、社外取締役及び社外監査役から構成されています。
6. 指名・報酬等検討委員会は、取締役及び監査役の指名、報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るために設けられた取締役会の諮問機関であり、社外取締役及び取締役（会長、社長）から構成され、社外取締役が過半数を占めることとしております。
7. 社外役員の独立性に関する判断基準
社外役員の独立性について、以下の判断基準を設けています。
当社における社外役員のうち、以下の各号の定める要件のいずれにも該当しない場合には、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立性を有するものと判断されるものとする。
- ① 当社及び当社グループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（社外取締役を除く取締役及び従業員（名称の如何を問わず当社グループと雇用関係にある者））
 - ② 当社グループの主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 1) 当社グループに製品又はサービスを提供している取引先、又は当社グループが製品又はサービスを提供している取引先のうち、直近に終了した3事業年度のいずれかにおいて、取引総額が当社連結売上高の2%を超える者又は当社グループへの売上高が当該会社の連結売上高の2%を超える者
 - 2) 当社グループのメインバンクである金融機関
 - ③ 当社グループが取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社の業務執行者
 - ④ 当社グループから役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家（但し個人）のうち、直近に終了した事業年度において、当社グループからの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
 - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属し監査業務を担当する者
 - ⑥ 当社グループと取引のあるコンサルティング会社、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体（但し⑤を除く）のうち、直近に終了した3事業年度における当社グループへの年平均売上高が当該団体の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属するコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
 - ⑦ 当社の株主のうち、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑧ 当社グループが株式を保有している会社のうち、直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループが直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付、融資等を行っている団体の理事その他の業務執行者

- ⑩ 就任前10年間のいずれかの時期において上記①に該当していた者、並びに直近の3年間のいずれかの時期において上記②ないし⑨に該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - 1) 上記①ないし⑩に掲げる者（但し、⑤及び⑥における「所属する者」には、「重要な業務執行者及び弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まず、また「業務執行者」には部長職相当未満の者を含まない。）
 - 2) 直近の1年間のいずれかの時期において当社グループの業務執行者（但し部長職相当未満を除く）に該当していた者
- ⑫ ①～⑪に該当しない場合でも、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないとはいえない場合

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山下智之氏が2026年3月31日をもって辞任により退任されましたので、同氏の補欠として改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

とみ た かずまさ

富田 和政

(1967年2月19日生)

所有する当社の株数……………

0株



【略歴、当社における地位】

- 1989年4月 中小企業金融公庫(現：株式会社日本政策金融公庫)入庫
- 2017年4月 同庫企画管理本部監査部監査管理室長
- 2020年8月 同庫企画管理本部経理部長(現任)

新任

社外

独立

【重要な兼職の状況】

なし

社外監査役候補者とした理由

株式会社日本政策金融公庫における長年に亘る経理・法務・監査業務等の豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営を監督する立場から当社の企業価値の向上に寄与することができると判断されることから、新たに当社の監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社が定める「独立性基準」に照らし、独立性には問題ないものと考えております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社と候補者富田和政氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
3. 富田和政氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は富田和政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、監査役を含む被保険者が職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同

内容での更新を予定しております。

5. 経営諮問委員会は、当社を取り巻く経営課題について大所高所から審議し、取締役会に対し提言する会議体であり、社外取締役及び社外監査役から構成されています。
6. 社外役員の独立性に関する判断基準
社外役員の独立性について、以下の判断基準を設けています。
当社における社外役員のうち、以下の各号の定める要件のいずれにも該当しない場合には、原則として、当社と重大な利害関係がないものとみなし、独立性を有するものと判断されるものとする。
 - ① 当社及び当社グループ会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（社外取締役を除く取締役及び従業員（名称の如何を問わず当社グループと雇用関係にある者））
 - ② 当社グループの主要な顧客・取引先の業務執行者。主要な顧客・取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 1) 当社グループに製品又はサービスを提供している取引先、又は当社グループが製品又はサービスを提供している取引先のうち、直近に終了した3事業年度のいずれかにおいて、取引総額が当社連結売上高の2%を超える者又は当社グループへの売上高が当該会社の連結売上高の2%を超える者
 - 2) 当社グループのメインバンクである金融機関
 - ③ 当社グループが取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社の業務執行者
 - ④ 当社グループから役員報酬以外の報酬を得ているコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家（但し個人）のうち、直近に終了した事業年度において、当社グループからの役員報酬以外の報酬支払総額が1,000万円を超える者
 - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属し監査業務を担当する者
 - ⑥ 当社グループと取引のあるコンサルティング会社、税理士法人、法律事務所等の法人もしくは組合等の団体（但し⑤を除く）のうち、直近に終了した3事業年度における当社グループへの年平均売上高が当該団体の連結売上高の2%もしくは年間1,000万円のいずれか高い方を超える団体に所属するコンサルタント、公認会計士、弁護士等の専門家
 - ⑦ 当社の株主のうち、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑧ 当社グループが株式を保有している会社のうち、直近の事業年度末における当社の議決権保有比率が総議決権の10%以上（直接保有及び間接保有の合算比率）である者又はその業務執行者
 - ⑨ 当社グループが直近の3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額の寄付、融資等を行っている団体の理事その他の業務執行者
 - ⑩ 就任前10年間のいずれかの時期において上記①に該当していた者、並びに直近の3年間のいずれかの時期において上記②ないし⑨に該当していた者
 - ⑪ 次のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - 1) 上記①ないし⑩に掲げる者（但し、⑤及び⑥における「所属する者」には、「重要な業務執行者及び弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者」でない者を含まず、また「業務執行者」には部長職相当未滿の者を含まない。）
 - 2) 直近の1年間のいずれかの時期において当社グループの業務執行者（但し部長職相当未滿を除く）に該当していた者
 - ⑫ ①～⑪に該当しない場合でも、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないとはいえない場合

(ご参考) 本総会後の取締役、監査役及び執行役員のスキルマトリックス

氏名	地位	専門性と経験						
		企業経営 経営戦略	財務・会計	生産・研究開発・ 新規事業開発	海外事業	法務・コンプ ライアンス	営業・マーケ ティング	サステナ ビリティ
吉井 智彦	代表取締役会長	○			○		○	○
中野 強	代表取締役社長	○		○	○			
小野寺一也	取締役						○	
岡 秀幸	取締役			○	○			
村中 俊哉	社外取締役			○				○
内村 涼子	社外取締役					○		
横井 悟	社外取締役	○		○			○	
赤堀 栄一	常勤監査役		○				○	
富田 和政	常勤社外監査役		○			○		
武田 英彦	社外監査役		○					
相間 靖三	社外監査役		○					
金子 一郎	執行役員	○		○				○
中西 浩之	執行役員		○		○			
今関 章浩	執行役員						○	
井山 浩暢	執行役員			○				
平元 猛	執行役員		○			○		
大森 宗	執行役員			○	○			
塚越 学	執行役員					○		

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

各項目	選定理由
企業経営・経営戦略	取締役会に期待される、経営を監視する役割及び経営の明確な方向性を示す役割を果たすため、企業経営・経営戦略に関する知識・経験が必要である。
財務・会計	確かな財務報告の作成により経営の健全性を図っていくため、財務・会計に関する知識・経験が必要である。
生産・研究開発・新規事業開発	当社製品へのお客様の信頼を維持・向上し、また新たな事業の柱の構築を推進していくため、生産・研究開発・新規事業開発に関する知識・経験が必要である。
海外事業	当社の今後の企業価値の向上には事業のグローバルな展開が不可欠であることから、海外事業に関する知識・経験が必要である。
法務・コンプライアンス	今後の新規事業展開や海外展開のためにも法務に関する知識・経験が益々不可欠であり、またリスク管理ひいてはサステナビリティ経営の推進のためにはその基盤となるコンプライアンスに関する知識・経験が必要である。
営業・マーケティング	国内及び海外において、更なる顧客層の拡大を図っていくために、営業やマーケティングに関する知識・経験は不可欠である。
サステナビリティ	既存事業の枠を超えて、世界の脱炭素の流れに乗り変革を行っていくためには、サステナビリティ或いはESGに関する視点が必要である。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2026年6月20日をもって辞任により退任されます取締役大橋健一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、当社の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
大橋 健一	1994年 6月 当社取締役
	2006年 4月 当社代表取締役
	2021年 4月 当社取締役
	2026年 6月 退任予定

以上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、中東情勢の悪化による資源価格の上昇や世界経済の減速が懸念される事態となっており、米国の通商政策をめぐる動向や金融資本市場の変動などによる影響も、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの業績につきましては、建築関連では、工事部門は物流施設やオフィス等の耐火被覆工事の受注が増加し、工事売上高は前年同期を上回りました。また、販売部門におきましても、住宅向け耐火被覆材や煙突用ライニング材の販売が好調に推移し、販売売上高は前年同期を上回りました。この結果、建築関連セグメント全体の売上高は前年同期を上回る水準となりました。プラント関連では、販売部門でメンテナンス案件向け保温材の需要が減少したものの、工事部門では化学・石油分野等のメンテナンス工事および建設工事が堅調に推移したことから、プラント関連セグメント全体の売上高は前年同期を上回りました。

また営業利益面では、人件費の上昇や環境事業の試験設備導入に伴う販管費の増加があったものの、売上総利益の増加により増益となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益については、営業利益の大幅な増加により前期比で増加しました。

その結果、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は143億9千3百万円（前連結会計年度比117.8%）、営業利益16億1千1百万円（前連結会計年度比156.9%）、経常利益16億3百万円（前連結会計年度比155.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は11億7千7百万円（前連結会計年度比151.7%）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

<建築関連>

工事部門においては、物流施設、オフィス、官公庁等向けの耐火被覆工事で大型工事の受注が増加し、工事売上高は前年同期比で増加となりました。一方、販売部門においては、住宅向け耐火被覆材の販売量が増加したことに加え、前期計画していた大型工事向け煙突ライニング材の受注があり、販売売上高は前年同期比で増加しました。

以上の結果、工事及び販売を合わせた建築関連全体の売上高は51億1千4百万円（前連結会計年度比114.7%）となりました。

<プラント関連>

工事部門においては、化学・石油分野のメンテナンス工事および建設工事が当初想定を上回る水準で堅調に推移した結果、工事売上高は前年同期比で増加しました。一方、販売部門においては、メンテナンス案件向け保温材等の出荷が減少し、販売売上高は前年同期比で微減となりました。

以上の結果、工事及び販売を合わせたプラント関連全体の売上高は92億7千8百万円（前連結会計年度比119.5%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は3億2千1百万円であります。その主なものは、耐火試験炉・同建屋及び耐火パネル実証試験装置に関する設備投資であります。来期は岐阜工場の耐火被覆材製造装置の更新を進めるとともに、生産管理システムのリプレイス等の設備投資を予定しております。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資資金につきましては、自己資金及び金融機関借入により調達しました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期	第79期	第80期	第81期
	2022年4月1日から 2023年3月31日迄	2023年4月1日から 2024年3月31日迄	2024年4月1日から 2025年3月31日迄	(当連結会計年度) 2025年4月1日から 2026年3月31日迄
売 上 高 (百万円)	12,320	12,537	12,222	14,393
経 常 利 益 (百万円)	1,142	1,460	1,030	1,603
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	723	975	776	1,177
1株当たり当期純利益 (円)	83.68	112.71	89.86	135.95
総 資 産 (百万円)	16,323	18,116	17,809	18,840
純 資 産 (百万円)	12,469	13,330	13,697	14,800

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 対処すべき課題

1. サステナビリティ経営の推進

当社は、2024年6月公表の中期経営計画において、サステナビリティ経営を推進し、社会に貢献する事業を拡大することで、2030年までにPBR1倍、ROE10%以上の水準を達成することを目指しており、2030年度までの7年間で約70億円の成長投資を実施する方針であります。

- ① 環境分野において、需要家のカーボンニュートラル化への対応（保温材や保温工事の受注）による事業拡大を図るほか、廃棄物の油化還元・加水分解による再資源化用の機械設備の製造・販売の事業化、もみ殻由来の保温材「ダイパライト-E」に続くバイオ由来原料製品の製品開発に取り組みます。
- ② 環境貢献として、自社工場におけるCO2削減の推進、自社製品材のリサイクル利用の促進を行ってまいります。
- ③ 防災まちづくりへの貢献として、耐火建材の機能向上等による事業拡大、高耐熱製品の製品開発、新用途開拓を推進してまいります。
- ④ ステークホルダーとの共創（株主への還元など）に取り組みます。

中期経営計画の概要については、以下をご参照ください。



⇒<https://x.gd/V3uFj>

2. 販売・工事の強化と生産体制の再構築

1) 国内外の販売・工事の強化

国内における建設投資を確実に受注につなげられるよう営業力の強化を図るとともに、更なる工事管理強化による採算性の向上を図るほか、海外市場の開拓及び新規商品の開発を推進してまいります。

建築事業：耐火被覆材の新用途開発、新製品開発、既存製品の性能・機能の向上

プラント事業：保温材の新用途開発、保温工事の常駐現場拡大、建設案件の営業強化

海外事業：各国販売店との協調を通じた海外営業の推進

2) 生産体制の再構築

当社グループの国内外の生産設備の再編・集約、老朽設備の更新により、省エネ化、GHG排出量削減、生産性の向上を図ってまいります。

- ①保温材（ボード）の製造を当社子会社のベトナム工場に移管し、同工場の稼働率を高め、生産性の向上を図ります。
- ②耐火被覆材の製造について、岐阜工場の老朽設備を北勢工場での製造ラインの移設更新にて対応し、省エネ化、生産性向上を図ることを検討します。

3. 人的資本経営の推進

当社の成長に向けて人への投資を図り、人的資源を涵養してまいります。

- ① 働き方改革の推進を、(1)経営トップの意識改革、(2)経営戦略としての「人事戦略・方針」策定、(3)人事施策・方針の見直し、(4)社員との双方向の対話、を核として進め、従業員エンゲージメントの向上を図ります。
- ② 企業価値の向上及び社員の成長を目指し、社員教育の強化、有能な人材の確保に努めてまいります。
- ③ 健康経営の推進に一層努めてまいります。
- ④ 次世代経営者及び次世代幹部候補者の育成に努めるとともに、女性社員、外国人、中途採用者を含めた多様な人材の育成(ダイバーシティの推進)を進めます。
- ⑤ グローバル人材の確保のため、語学教育の強化、外国人の登用等を通じ、海外業務に対応できる体制を強化してまいります。
- ⑥ 当社の工事分野における総合力の向上のため、協力業者の育成を図ります。

4. コンプライアンスの徹底

- ① 役職員に対するコンプライアンス教育の徹底（規範意識の向上、ハラスメント防止、インサイダー取引防止、人権尊重など）を行います。
- ② 反社会的勢力とは一切関係を持たない経営を推進します。
- ③ 内部通報制度及びハラスメント対策に係る制度の運用改善や周知徹底を進めます。
- ④ 時間外労働の上限規制を遵守します。

5. ガバナンス体制の強化

ガバナンス改革の更なる推進を通じ、取締役会・経営会議等の機能の高度化を図ってまいります。

- ① 取締役・監査役・執行役員に対する実効性評価アンケート等で得られた課題への対応を通じて、取締役会・監査役会・経営会議等の運営の改善や社外取締役・社外監査役の機能向上等を図ります。なお、2025年度に実施した実効性評価については、現在取りまとめを進めており、2026年6月に開示予定のコーポレートガバナンス報告書において報告の予定です。
- ② 任意の委員会として設置している「指名・報酬等検討委員会」及び「経営諮問委員会」（いずれも取締役会の諮問機関）等の運営を通じて、コーポレートガバナンスのレベルアップを図ります。
- ③ 取締役会メンバー等により定期的を開催している「役員集中討議」等を活用し、経営の方向性、人的資本経営、財務・資本政策、IR戦略、ガバナンス・コンプライアンス関連、研究開発・知財戦略、生産体制の再構築などの、当社が中長期的に取り組むべき経営課題についての議論を深め、着実に実行に移していきます。

6. 危機管理への対応
 - ① リスク管理委員会を核としたPDCAサイクルの適切な実施により、当社を取り巻く様々な潜在的リスクを事前に認識し、リスクが顕在化しないよう、適切な対策を行っていきます。
 - ② 気候変動への対応が喫緊の課題とされている現状を踏まえ、地震や台風などの自然災害に伴うリスクに対し、適切に対応します。
 - ③ 海外事業の推進に伴い増加するリスクに対し、適切に対応します。
 - ④ 社内の労働環境やハラスメント等の人権リスクを適切に把握し、その対策を確実に行っていきます。
 - ⑤ 建設アスベスト損害賠償請求訴訟については、今後とも弁護士との協議を通じて適切に対応していきます。
7. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

基幹システムの再構築と周辺システムの開発について、全社的プロジェクトとして検討を進め、DXによる業務の合理化及び高度化に取り組んでまいります。

また、オフィス業務においては、ワークフローシステム活用によるペーパーレス化や、RPAやAIなどを活用した定型業務の自動化を行い、また、研究・生産業務においても、検査工程の自動入力やペーパーレス化、AI活用によるデータ分析や異常検知及び予防保全を行うことで、業務効率化及びコスト削減を図ります。
8. 労働災害・品質クレームゼロへの取り組み

労働災害、品質クレームゼロを目指し、日頃からの管理の徹底、発生時の原因追究及び対策実施を徹底してまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	213,202百万VND	100.0%	保温材の製造

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、ゾノライト系けい酸カルシウムを基材とした各種の超軽量保温断熱材、耐火建材等の製造、販売及び設計・施工、関連資材の販売並びにアスベスト関連のコンサルティング、除去工事等を主たる事業としております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

(当社)

本社	管理本部	大阪市中央区
建築事業部	建築管理部、建築営業開発部、関東支社	東京都江東区
	関西支社	大阪市中央区
	東北営業所	仙台市泉区
	中部営業所	名古屋市中区
	九州営業所	福岡市博多区
プラント事業部	プラント管理部、プラント工事技術部、プラント営業開発部、 プラント海外営業グループ	東京都江東区
	東日本支社	東京都江東区
	鹿島営業所	茨城県神栖市
	京浜営業所	神奈川県川崎市
	新潟営業所	新潟県柏崎市
	京葉支社	千葉県市原市
	千葉営業所	千葉県市原市
	西日本支社	大阪市中央区
	大阪営業所	大阪市中央区
	三重営業所	三重県四日市市
	倉敷営業所	岡山県倉敷市
	プラント販売部	
	東京販売グループ	東京都江東区
	大阪販売グループ	大阪市中央区
生産事業部	岐阜工場、商品PRルーム、JIC岐阜物流センター	岐阜県瑞穂市
	北勢工場	三重県いなべ市
技術本部	生産技術研究所、商品技術研究所	岐阜県瑞穂市
その他	環境設備開発室	東京都江東区

(子会社)

JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国アンザン省フータン村
---------------------------------	-----------------------

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
建築事業	61名	3名増
プラント事業	132名	7名減
全社(共通)	159名	3名減
合計	352名	7名減

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 全社(共通)は、生産部門 (JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.を除く)、商品研究等部門及び総務、経理等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
299名	3名減	42.1歳	13.9年

- (注) 従業員数は、臨時従業員、嘱託及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	350
株式会社大垣共立銀行	200
株式会社日本政策投資銀行	125
日本生命保険相互会社	100
株式会社商工組合中央金庫	100

- (注) 当事業年度末日の借入金残高を記載しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,707,200株（自己株式39,943株を含む）
 (3) 当事業年度末株主数 4,742名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	872,400株	10.07%
大 橋 ゆ ふ み	680,759	7.85
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	500,000	5.77
大 橋 健 一	457,831	5.28
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	349,000	4.03
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	349,000	4.03
大 橋 睦	170,000	1.96
鈴 木 可 奈 子	170,000	1.96
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	155,100	1.79
共 友 リ ー ス 株 式 会 社	151,000	1.74

(注) 持株比率は、自己株式（39,943株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月23日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

2025年度においては、同年6月25日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月25日付で以下のとおり自己株式の処分を行っております。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	10,858株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ.会社役員に関する事項 (3)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員	吉 井 智 彦	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長
専務取締役 執行役員	中 野 強	
取 締 役	大 橋 健 一	
取締役執行役員	小野寺 一 也	建築事業部事業部長
取締役執行役員	岡 秀 幸	管理本部本部長
社 外 取 締 役	村 中 俊 哉	大阪大学先導的学際研究機構産業バイオニシアティブ研究部門 特任教授（名誉教授）
社 外 取 締 役	内 村 涼 子	日比谷晴海通り法律事務所代表兼エフビットコミュニケーションズ株式会社社外取締役兼エリアリンク株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	横 井 悟	
常勤社外監査役	山 下 智 之	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役
社 外 監 査 役	武 田 英 彦	公認会計士武田英彦事務所代表兼税理士法人S T R代表社員
社 外 監 査 役	相 間 靖 三	中央税理士法人代表社員
監 査 役	赤 堀 栄 一	

- (注) 1. 社外監査役武田英彦氏は公認会計士の資格を有しており、また、社外監査役武田英彦氏及び社外監査役相間靖三氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 社外取締役内村涼子氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役村中俊哉氏、内村涼子氏及び横井悟氏、社外監査役山下智之氏、武田英彦氏及び相間靖三氏は、「第3号議案(注)7.社外役員の独立性に関する判断基準」及び「第4号議案(注)6.社外役員の独立性に関する判断基準」に基づく独立社外役員であります。
4. 社外取締役村中俊哉氏の兼職先である大阪大学、社外取締役内村涼子氏の兼職先である日比谷晴海通り法律事務所、エフビットコミュニケーションズ株式会社及びエリアリンク株式会社、社外監査役武田英彦氏の兼職先である公認会計士武田英彦事務所及び税理士法人STR、社外監査役相間靖三氏の兼職先である中央税理士法人と当社の間には、資本関係や取引関係など、特記すべき関係はありません。
5. 2026年3月31日をもって、山下智之氏は監査役を辞任いたしました。
6. 当事業年度末日の翌日以降における取締役及び監査役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
吉井智彦	代表取締役社長執行役員 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長	代表取締役会長執行役員	2026年4月1日
中野強	専務取締役執行役員	代表取締役社長執行役員 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.会長	2026年4月1日
赤堀栄一	監査役	常勤監査役 JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.監査役	2026年4月1日

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び子会社社長であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

<基本方針>

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、会社業績と連動する業績連動型報酬、株式報酬及び退職慰労金により構成され、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬及び退職慰労金を支払うこととする。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の職務執行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬である。

当社の取締役の報酬総額については、株主総会で限度額を決定しており、これに基づき、個別の取締役に係る基本報酬の報酬水準は、代表取締役社長が原案を作成した後、指名・報酬等検討委員会（委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成）の答申を経て、毎期の株主総会終了後の取締役会に諮り、取締役会にて決定することとしている。基本報酬額は、各役員等の役位や各役員等が担う役割、責務等に応じて決定することとしている。

b. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の業績連動報酬は、任期1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬であり、当社の年間の企業活動の成果である「連結税引後当期純利益」を評価指標とし、支給額の決定に当たっては、賞与算定式である「月額報酬×支給月数」のうち、支給月数部分を当期純利益の水準に応じて変動させるものとしている。なお、評価指標については、指名・報酬等検討委員会の答申を踏まえ、取締役会で随時見直しを行うこととしている。

c. 退職慰労金に関する決定方針

退任する取締役に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、退任時の株主総会における決議を経て、取締役会にて個別の支給額を決定している。

d. 株式報酬に関する決定方針

株式報酬は、株主との一層の価値共有を推進するとともに、会社の持続的な成長に向けた中長期的インセンティブとして機能するよう設計することとし、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、役位別に定めた額に応じた譲渡制限付株式を毎年定時株主総会後の一定の時期に割り当て、在任中はその保有を義務付けている。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会にて決議した当該決定方針に基づき、取締役会がこれを決定することとしております。取締役の個人別の報酬等については、内容を決定するに

当たり、事前に指名・報酬等検討委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

監査役の報酬に関する方針は、監査役会にて決定しております。監査役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定報酬(基本報酬)及び退職慰労金としており、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役会にて個別の報酬額を決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	114,737 (12,002)	82,265 (11,017)	20,656 (一)	10,473 (一)	1,342 (985)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,649 (11,810)	25,890 (21,423)	— (一)	— (一)	▲9,241 (▲9,613)	4 (3)
合 計	131,386 (23,812)	108,155 (32,440)	20,656 (一)	10,473 (一)	▲7,899 (▲8,628)	14 (7)

(注) 1. 2006年6月27日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない)、監査役の報酬限度額を年額36,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役0名)、監査役3名(うち社外監査役2名)です。

また、2023年6月23日開催の第78回定時株主総会において、上記金銭報酬枠内において株式報酬として年額20,000千円以内、株式数の上限を年2万株以内(社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は、6名です。

- 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2025年6月25日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって取締役2名が退任し、新たに取締役1名が就任したことによるものであります。
- 業績連動報酬に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、2026年3月期の実績は1,177百万円であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、当社グループの企業価値並びにモチベーションの向上を図るインセンティブとして、明確な指標となると判断しているからであります。
- 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(3) ①取締役の報酬の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「Ⅱ. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

④当事業年度において支払った役員退職慰労金

2025年6月25日開催の第80回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役を支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 2名 7,971千円 (うち社外取締役 1名 1,973千円)

なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額86千円が含まれております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役 村中俊哉氏、内村涼子氏及び横井悟氏、監査役山下智之氏、武田英彦氏及び相間靖三氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	村中俊哉	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)に出席し、必要に応じ、研究者として工学分野への高い見識を基に発言を行っており、特に新規事業関連や研究開発関連について専門的立場から助言を行うなど、当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。指名・報酬等検討委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回のうち5回(100%)に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っている他、経営審議会の取締役委員として取締役会と従業員間のコミュニケーションにおいて重要な役割を果たしております。また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回(100%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しております。
取締役	内村涼子	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)に出席し、必要に応じ、法律面に関する高い見識を基に発言を行っており、企業法務に精通した弁護士として、専門的な視点から助言を行うなど当社の企業価値向上に向けた取り組みにおいて、適切な役割を果たしております。指名・報酬等検討委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のうち5回(100%)に出席し客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち2回(67%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しております。
取締役	横井悟	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回(100%)に出席し、企業経営の経験を基に専門的見地からの発言を行っており、意思決定の妥当性を確保するために適切な役割を果たしております。指名・報酬等検討委員会の委員として、社外取締役就任後に開催された委員会5回のうち5回(100%)に出席し客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、経営諮問委員会の委員として、社外取締役就任後に開催された委員会2回のうち2回(100%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しております。

(社外監査役)

区分	氏名	主な活動状況
監査役	山下智之	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席し、必要に応じ、長年に亘る金融業務の経験から発言を行いました。また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回(100%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しました。
監査役	武田英彦	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)、監査役会13回のうち12回(92%)に出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち2回(67%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しております。
監査役	相間靖三	当事業年度開催の取締役会18回のうち18回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。また、経営諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回(100%)に出席し、大所高所からの取締役会に対する提言策定に積極的に参画しております。

IV. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社の重要な子会社JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき当社が会計監査人 有限責任 あずさ監査法人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

会計監査人の責任限定契約

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金24,000千円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当金の決定機関は、期末配当については株主総会であります。なお、当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと決定してまいります。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開の備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

自己株式の取得につきましては、経済情勢等を鑑みつつ、効果的かつ機動的に対応してまいります。

VI. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制に関する基本方針」は2026年3月31日現在、以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理の確立、法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」の周知徹底を図る。
- ② 取締役及び使用人の責任、権限を明確化し、適正な運用を行う。
- ③ 取締役及び使用人に対し企業倫理・法令等の遵守に関する社内規定の整備、資料の配布等を実施し、啓蒙活動、教育訓練を実施する。
- ④ 取締役は法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人の法令・定款・社内規定の違反、不正行為の未然防止、違反者の適正な処分、再発防止を徹底する。
- ⑥ 内部監査、社長対話会、監査役監査を実施し、業務が適正に実施されることを確実にする。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し、適正に運用されているか確認する。
- ⑧ 内部通報制度を有効に活用し不正行為等の早期発見を図る。
- ⑨ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）、情報の保存及び管理は社内規定の定めるところによる。
- ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規定に規定された期間とする。
- ③ 取締役及び監査役は、随時保存された文書・情報を閲覧することができるものとする。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- ① 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険等のリスクを適切に認識、評価し、早期に対処する体制の整備を行う。リスク管理については「リスク管理規定」を制定し、対応する。
- ② 必要に応じ関連部門で標準の作成、配布、研修を行う。
- ③ 新たに生じたリスクに対応するため、「経営危機管理規定」に基づき、代表取締役社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の重要事項について多面的な検討を行うための取締役会を設置する。
- ② 取締役会は原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、機動的な運用を図る。
- ③ 取締役会において年度経営計画、年度予算の策定、見直し及び月次、四半期、半期業績の管理を行う。
- ④ 取締役の職務執行は職務分掌規定、職務権限規定において職務執行の責任と権限の範囲を明確にして、効率的に行う。
- ⑤ 取締役の職務執行状況について、監査役監査・社長対話会等によりその内容を把握し、改善を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ① 親会社と子会社の意思疎通を図るための体制を構築する。
- ② 子会社の業務を主管する親会社の各部署は、子会社の業務が適正に行われているか定期的に報告を求め、業務執行状況を管理する。
- ③ 職務権限規定により子会社の役職員の権限を明確にし、当社の承認が必要となる事項を定め、稟議申請等により意思決定を行う。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人から業務執行状況について定期的に報告を求め、リスクを認識、評価し、早期に対処する。
- ② 当社監査役による監査、監査法人による監査を実施し、子会社の業務執行状況及び経営内容の問題点について把握する。

ハ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の規則の制定、改廃、運用を適切に行わせるとともに、周知徹底を図るための教育を実施する。
- ② 主管部署が必要に応じて業務執行方法等の研修を実施し、子会社の取締役及び使用人の能力向上に努める。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が制定している「企業行動規範・企業行動基準」について、子会社においても周知徹底を図る。
- ② 子会社の取締役及び使用人に対し、企業倫理、法令等の遵守を確保するための教育・指導を実施する。
- ③ 親会社による子会社に対する監査を実施し、子会社の取締役及び使用人の業務執行が適正に行われているか確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを必要としたときは、当該使用人を置くものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人が監査役の職務を補助するに際しては、当該使用人への指揮命令権は監査役に属するものとする。
- ③ 当該補助使用人の任命・評価・異動等については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(7) 取締役及び使用人から監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は法定の事項に加え当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報を速やかに監査役に報告する体制を整備する。
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、子会社に重大な損害を及ぼすおそれがある事実、その他重要な事実があることを発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。

(8) 通報者及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止をルール化する。また、監査役に報告した者に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) 会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどの所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、経営に影響を及ぼす重要事項について、その都度監査役に報告する体制を整備する。
- ② 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定過程及び業務執行の状況を把握するために重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、子会社管理責任者とも相互に情報を共有又は意見交換し緊密な連携を図る。
- ④ 使用人等は監査役職務の執行に際して、業務の実施状況を報告し、職務に係る資料を開示する。

なお、当社は2022年4月1日付で「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、運用しております。その骨子は以下のとおりです。

- 第1章 財務報告に係る内部統制の基本方針
- 第2章 財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の方針
- 第3章 不備への対応
- 第4章 再評価等の追加手続
- 第5章 内部統制報告書
- 第6章 内部統制の記録の保存の範囲・方法・期間等

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 法令及び定款等に適合することを確保する体制について

企業倫理確立・法令遵守の規範として制定した「企業行動規範・企業行動基準」について、全ての役職員に周知徹底するため、最低年1回の講習を義務付けるとともに、2015年10月より外部委員を含めたコンプライアンス委員会を設置し、違反・不正行為の未然防止、再発防止の徹底を図っております。なお、企業行動規範・企業行動基準は、2025年4月1日付で大幅改定を行っております。

内部監査、社長対話会、監査役監査を実施し業務が適正に行われているかの確認を実施しております。内部通報制度については、制度の実効性を確保するため、必要な見直しを実施しております。ハラスメント相談窓口を設置し、運用を行っております。

反社会的勢力との関係を遮断するため、当社を取り巻く様々なステークホルダーが反社会的勢力でないことの確認を適時適切に行う社内体制を整備しております。

財務報告に係る内部統制体制については、2022年4月1日付で社内規定として「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定するとともに、社内における実施体制を構築しました。

(2) リスク管理体制について

地震等の自然災害については、毎年防災月間を設け、防災体制の見直し、防災訓練の実施、事業継続計画の見直し等を行っております。また、経営に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクを事前に認識、把握し、適切な対策を行うため、2017年11月に「リスク管理基本規定」を制定し、またその運用機関としてリスク管理委員会を設置し運用を行っております。海外事業の展開に伴い想定されるリスクについても、様々な会議において適正に認識、評価し、適切に対応するよう、努めております。ウイルス感染症に関しては、当社事業並びに当社役職員を含む全てのステークホルダーの安全・健康に及ぼす影響を適切に見極め、対応しています。社内の労働環境、ハラスメント等の人権リスクの全社的な把握とその対策に努めております。

(3) 取締役の職務執行が適正に行われることを確保するための体制について

2021年度において、経営上の意思決定をより効率的且つ有効に行うために、取締役会をはじめとした会議体の機能の見直しなどのガバナンス改革を実施しており、その後、随時そのフォローアップを行っております。また、「取締役会・経営会議等の実効性評価に関するアンケート調査」を行い、取締役・監査役・執行役員からの意見を吸収してこれを運用の改善につなげております。

(4) 子会社の業務の適正を確保するための体制について

2016年12月に「子会社管理規定」を制定し、これに基づき、子会社の業務を主管する親会社の各部署は、業務が適正に行われるよう指導を実施し、業務執行状況を管理しています。また、子会社の意思決定については、親会社に対し稟議申請を行う等、常に親会社に対し報告・連絡・相談を実施する体制を取っている他、当該子会社の運営を所管する担当役員を任命し、迅速且つ適切な意思決定が行われるよう、図っております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われる体制について

監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の業務執行状況を把握し、監査役としての意見表明を行っており、また、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生、重大な内部通報等は速やかに監査役へ報告が行われる体制を取っております。また、「監査役会等の実効性評価に関するアンケート調査」を行い、監査役からの意見を吸収してこれを運用の改善につなげております。

本事業報告に記載する金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率等は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,323,104	流動負債	2,805,283
現金及び預金	6,068,237	支払手形及び買掛金	485,072
受取手形	30,542	工事未払金	530,460
電子記録債権	1,137,209	契約負債	123,604
売掛金	717,788	短期借入金	100,000
完成工事未入金	2,150,232	1年内返済予定の長期借入金	401,250
契約資産	1,251,777	未払法人税等	352,146
商品及び製品	588,818	賞与引当金	304,094
仕掛品	185,813	完成工事補償引当金	22,483
原材料及び貯蔵品	127,512	工事損失引当金	3,258
その他	65,172	設備関係支払手形	38,048
固定資産	6,517,340	その他	444,864
有形固定資産	5,293,909	固定負債	1,234,575
建物及び構築物	1,354,621	長期借入金	487,500
機械装置及び運搬具	1,106,934	資産除去債務	25,459
土地	2,721,445	役員退職慰労引当金	144,293
建設仮勘定	49,658	健康被害補償引当金	115,226
その他	61,248	再評価に係る繰延税金負債	435,865
無形固定資産	74,583	その他	26,231
ソフトウェア	66,105		
その他	8,477		
投資その他の資産	1,148,847	負債合計	4,039,858
投資有価証券	996,228	(純資産の部)	
繰延税金資産	54,025	株主資本	13,576,062
その他	148,593	資本金	1,200,247
貸倒引当金	△50,000	資本剰余金	951,751
		利益剰余金	11,457,270
		自己株式	△33,206
		その他の包括利益累計額	1,224,523
		土地再評価差額金	776,359
		その他有価証券評価差額金	476,781
		為替換算調整勘定	△28,618
		純資産合計	14,800,585
資産合計	18,840,444	負債・純資産合計	18,840,444

連結損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,393,820
売上原価		10,310,285
売上総利益		4,083,534
販売費及び一般管理費		2,471,865
営業利益		1,611,668
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,528	
健康被害補償引当金戻入額	1,019	
賃貸収	17,653	
その他	6,726	57,928
営業外費用		
健康被害補償引当金繰入額	20,000	
支払利息	10,790	
為替差損	2,945	
賃貸費用	3,993	
固定資産除却損	21,034	
その他	7,245	66,008
経常利益		1,603,588
特別損失		
減損損失	8,117	8,117
税金等調整前当期純利益		1,595,471
法人税、住民税及び事業税	483,252	
法人税等調整額	△65,645	417,607
当期純利益		1,177,863
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		1,177,863

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,200,247	949,772	10,599,554	△46,596	12,702,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△320,147		△320,147
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,177,863		1,177,863
自 己 株 式 の 取 得				△11	△11
自 己 株 式 の 処 分		1,979		13,400	15,380
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		1,979	857,715	13,389	873,084
当 期 末 残 高	1,200,247	951,751	11,457,270	△33,206	13,576,062

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	土地再評価 差 額 金	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	776,359	255,903	△37,343	994,920	13,697,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△320,147
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,177,863
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					15,380
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		220,878	8,724	229,602	229,602
当 期 変 動 額 合 計		220,878	8,724	229,602	1,102,687
当 期 末 残 高	776,359	476,781	△28,618	1,224,523	14,800,585

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

国内会社は定率法、海外連結子会社は全て定額法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～19年

② 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト（石綿）健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

① 建築関連

建築関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き

渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② プラント関連

プラント関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(収益認識に関する注記)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	建築関連	プラント関連	計
一時点で移転される財及びサービス	2,803,282	1,622,340	4,425,623
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,311,553	7,656,643	9,968,196
顧客との契約から生じる収益	5,114,836	9,278,984	14,393,820
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	5,114,836	9,278,984	14,393,820

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,674,112
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,035,772
契約資産 (期首残高)	850,011
契約資産 (期末残高)	1,251,777
契約負債 (期首残高)	112,921
契約負債 (期末残高)	123,604

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

① 当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額	2,503,014千円
② 残存の履行義務について収益が見込まれる期間は、以下のとおりです。	
1年以内	2,103,481千円
1年超2年以内	336,651千円
2年超	62,880千円

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約に係る収益認識

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 7,005,666千円
(注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づく収益を計上しております。なお、進捗度の見積りの方法は、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合(インプット法)で算定しております。

工事原価総額等を見積りは、工事の完成引渡しまでに必要となる全ての工事内容に関する原価を見積って算定しており、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した工事原価及び工事収益総額が見積りと異なった場合や、異なる結果になると見込まれた場合は、翌連結会計年度の完成工事高に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,104,187千円

(2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額 24,864千円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布法律第19号)に基づき、2002年3月31日現在で保有する全ての事業用土地について「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号及び第4号の規定により再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は△1,226,510千円であります。

(4) 偶発債務

当社は、過去の建設現場においてアスベストに曝露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟(建設アスベスト損害賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟)を提起されております。

当該訴訟は、各地方裁判所、各高等裁判所及び最高裁判所にて行われております。

なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末における発行済株式数 普通株式 8,707,200株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	320,147	37	2025年3月31日	2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	346,690	40	2026年3月31日	2026年6月25日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社の与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に発行体（取引先企業）の財政状況を把握し、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び工事未払金並びに設備支払手形は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は運転資金と設備投資に係る調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、

次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額12,592千円)は、「①投資有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金、支払手形及び買掛金、工事未払金、短期借入金、未払法人税等及び設備関係支払手形は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①投資有価証券			
その他有価証券	983,636	983,636	—
資 産 計	983,636	983,636	—
②長期借入金			
(一年内返済予定のものを含む)	888,750	885,577	△3,172
負 債 計	888,750	885,577	△3,172

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	983,636	—	—	983,636

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	885,577	—	885,577

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。そのため、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額 1,707円64銭

(2) 1株当たり当期純利益 135円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,940,892	流動負債	2,790,046
現金及び預金	5,748,950	支払手形	219,059
受取手形	30,542	買掛金	279,781
電子記録債権	1,137,209	工事未払金	530,460
売掛金	717,788	短期借入金	100,000
完成工事未入金	2,150,232	1年内返済予定の長期借入金	387,500
契約資産	1,251,777	未払金	129,791
商品及び製品	537,054	未払法人税等	352,146
原材料	71,832	未払費用	135,539
仕掛品	185,813	契約負債	123,604
貯蔵品	41,289	賞与引当金	300,500
前払費用	17,700	完成工事補償引当金	22,483
その他	50,702	工事損失引当金	3,258
		設備支払手形	38,048
固定資産	6,975,368	設備未払金	17,343
有形固定資産	5,274,988	その他	150,530
建物	1,251,431	固定負債	1,234,575
構築物	103,190	長期借入金	487,500
機械及び装置	1,090,461	預り保証金	6,131
車輛及び運搬具	1,750	資産除去債務	25,459
工具器具及び備品	39,360	役員退職慰労引当金	144,293
土地	2,721,445	健康被害補償引当金	115,226
リース資産	21,888	再評価に係る繰延税金負債	435,865
建設仮勘定	45,460	その他	20,100
無形固定資産	74,583	負債合計	4,024,622
ソフトウェア	66,105	(純資産の部)	
その他	8,477	株主資本	13,638,496
投資その他の資産	1,625,796	資本金	1,200,247
投資有価証券	996,228	資本剰余金	951,751
関係会社出資金	446,763	資本準備金	938,887
繰延税金資産	54,025	その他資本剰余金	12,864
その他	178,778	利益剰余金	11,519,704
貸倒引当金	△50,000	利益準備金	95,300
		その他利益剰余金	11,424,404
		別途積立金	1,000,000
		繰越利益剰余金	10,424,404
		自己株式	△33,206
		評価・換算差額等	1,253,141
		土地再評価差額金	776,359
		その他有価証券評価差額金	476,781
資産合計	18,916,261	純資産合計	14,891,638
		負債・純資産合計	18,916,261

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
高	高	9,968,196	14,393,820
事	高	4,034,480	
上	高	391,142	
高	高	7,699,384	10,295,264
原	原	2,339,976	
上	原	255,903	
利	益		4,098,555
総	管		2,471,865
業	業		1,626,690
外	収		59,132
取	及	32,509	
利	配	17,653	
貸	当	1,019	
補	引	1,687	
償	差	6,262	
の	用		62,299
費	金	20,000	
引	線	10,552	
当	入	3,993	
利	息	21,034	
除	却	6,720	
の	損		1,623,523
常	損		4,034
損	損		
純	利		1,619,488
期	業	483,252	
及	事	△65,645	417,607
調	業		1,201,881
整	額		
純	益		

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	1,200,247	938,887	10,884	949,772	95,300	1,000,000	9,542,670	10,637,970
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△320,147	△320,147
当期純利益							1,201,881	1,201,881
自己株式の取得								
自己株式の処分			1,979	1,979				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計			1,979	1,979			881,733	881,733
当事業年度期末残高	1,200,247	938,887	12,864	951,751	95,300	1,000,000	10,424,404	11,519,704

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価 差額金	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	△46,596	12,741,394	776,359	255,903	1,032,263	13,773,657
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△320,147				△320,147
当期純利益		1,201,881				1,201,881
自己株式の取得	△11	△11				△11
自己株式の処分	13,400	15,380				15,380
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			-	220,878	220,878	220,878
事業年度中の変動額合計	13,389	897,102	-	220,878	220,878	1,117,981
当事業年度期末残高	△33,206	13,638,496	776,359	476,781	1,253,141	14,891,638

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 2年～45年

構築物 7年～50年

機械及び装置 3年～19年

車両及び運搬具 2年～4年

工具器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産除く）
定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する補修費の支給見込額を過年度の実績に基づき計上しております。また、特定の工事については、補修費の個別見積額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 健康被害補償引当金

アスベスト健康被害を受けた元従業員等に対する支払に備えるため、将来発生すると見込まれる補償額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については以下のとおりです。

① 建築関連

建築関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

耐火被覆材等の販売では、顧客からの注文に基づき製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② プラント関連

プラント関連においては、顧客との工事契約に基づき工事を行う義務を負っており、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

けい酸カルシウム保温材等の販売では、顧客からの注文に基づく製品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足されるものであり、製品の引き渡し時点において収益を認識しております。なお、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類の「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約に係る収益認識

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る収益 7,005,666千円

(注) 上記金額は原価回収基準により認識した収益を除いております。

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類の「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「借地権」、「水道施設利用権」及び「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」、「保険積立金」及び「差入保証金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,033,264千円
(2) 国庫補助金により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額	24,864千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	48,167千円
短期金銭債務	15,754千円
長期金銭債権	41,649千円

(4) 偶発債務

当社は、過去の建設現場においてアスベストに曝露し、これが原因で肺癌等の疾病に罹患した作業員及びその遺族等の集団による国及び建材メーカー多数を相手にした訴訟（建設アスベスト損害賠償請求訴訟：国に対しては国家賠償責任を、アスベスト含有建材製造販売企業に対しては不法行為責任又は製造物責任を追及する訴訟）を提起されております。

当該訴訟は、各地方裁判所及び各高等裁判所にて行われております。

なお、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	134,262千円
販売費及び一般管理費	310千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	82千円
(2) 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額	2,606千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式	普通株式	39,943株
----------------	------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	21,756千円
賞与引当金	94,717千円
未払法定福利費	14,656千円
完成工事未払金	33,761千円
過剰在庫評価損	10,034千円
減損損失 (金型)	18,801千円
資産除去債務	8,024千円
健康被害補償引当金	36,319千円
貸倒引当金	15,759千円
役員退職慰労引当金	45,481千円
減損損失 (土地)	25,612千円
投資有価証券評価損	9,409千円
関係会社出資金評価損	212,847千円
その他	62,928千円
繰延税金資産小計	610,111千円
評価性引当額	△329,561千円
繰延税金資産合計	280,550千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△7,071千円
その他有価証券評価差額金	△219,453千円
繰延税金負債合計	△226,525千円
繰延税金資産の純額	54,025千円

(再評価に係る繰延税金資産)

土地再評価差額金	53,814千円
評価性引当額	△53,814千円
再評価に係る繰延税金資産合計	-千円

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金	△435,865千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△435,865千円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△435,865千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JIC VIETNAM ONE MEMBER CO.,LTD. (ベトナム)	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	増資 (注1)	336,001	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が増資の引受を行ったものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	1,718円15銭
(2) 1株当たり当期純利益	138円72銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率等については四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本インシュレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹下 晋平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福島 康生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本インシュレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本インシュレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹下 晋平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福島 康生

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本インシュレーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席（WEB会議方式を含む）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また現地を往査しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

日本インシュレーション株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 赤堀 栄一 印

社 外 監 査 役 武田 英彦 印

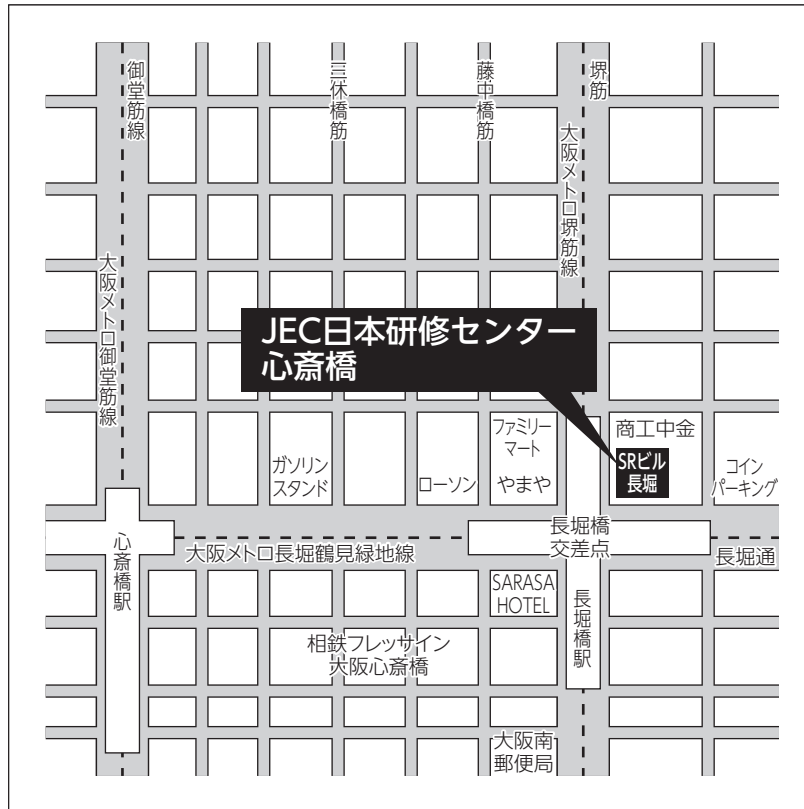
社 外 監 査 役 相間 靖三 印

第81回 定時株主総会会場ご案内略図

[会場]

JEC日本研修センター心斎橋「A-1」

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-11 SRビル長堀5階



◎ご来場之际してサポートが必要な方は、事前にご連絡ください。

[交通のご案内]

大阪メトロ堺筋線長堀橋駅1番出口より徒歩約1分

JR新大阪駅より……………大阪メトロで長堀橋駅まで約30分

JR大阪駅より……………大阪メトロで長堀橋駅まで約25分

難波より……………大阪メトロで長堀橋駅まで約10分、又は徒歩約25分